

鎌倉市景観重要建造物等保全基金

基金への寄附をお願いします

鎌倉市は、都市景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため、平成27年11月に「鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例」を制定しました。この基金を活用して建造物の修繕等を行う予定です。

建造物の修繕等には多くの資金が必要になります。ご協力をお願いします。

◆対象建造物◆

- ・景観重要建造物(景観法第19条第1項に規定)
- ・景観重要建築物等(鎌倉市都市景観条例第30条第1項に規定)
- ・その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物

※対象建造物の詳細は裏面をご覧ください。

※上記の建造物以外は、基金による保全の対象にはなりません。

※この基金は特定の建造物等を対象としたものではありません。特にご要望がある場合は、ご意向を尊重するよう配慮いたしますが、指定した建造物が建て替えられた場合や滅失した場合には、他の景観重要建造物等の保全事業に活用させていただくこともありますので、予めご了承ください。詳しくは下記のお問い合わせ先まで、お尋ねください。

◆寄附金控除について◆

鎌倉市景観重要建造物等保全基金に対する寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金控除の対象となる場合があります。制度の内容については、鎌倉市ホームページをご覧ください。

鎌倉市ふるさと寄附金ホームページ http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/furusato/furusatokifu_index.html

鎌倉市景観重要建造物等保全基金ホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/kikin.html>



旧華頂宮邸【景観重要建築物等】



鎌倉文学館（旧前田邸別邸）【景観重要建築物等】



旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）【景観重要建造物】

お問い合わせ

鎌倉市都市景観部都市景観課

電話：0467-61-3477(直通)

F A X:0467-23-3247

メール：keikan@city.kamakura.kanagawa.jp

基金対象建造物一覧

◆景観重要建造物等(全1件指定)◆

第1号	旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）
-----	---------------

◆景観重要建築物等(全32件指定)◆

第1号	鎌倉文学館（旧前田家別邸）	第19号	旅館対僊閣
第2号	伊藤邸（旧望洋楼）	第20号	笹野邸
第3号	篠田邸（旧村田邸）	第21号	のり真安齋商店
第4号	寸松堂	第22号	三河屋本店
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	第23号	東勝寺橋
第6号	日本基督教団鎌倉教会付属 ハリス記念鎌倉幼稚園	第24号	榎亭
第7号	かいひん荘 鎌倉	第25号	湯浅物産館
第8号	石川邸（旧里見弴邸）	第26号	去来庵
第10号	川合邸	第27号	ホテル ニューカマクラ
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	第28号	平井家住宅・長屋門
第12号	鎌倉市長谷子ども会館（旧諸戸邸）	第29号	旧華頂宮邸
第13号	白日堂	第30号	野尻邸（旧大佛次郎茶亭）
第14号	小池邸	第31号	加賀谷邸
第15号	石島邸	第32号	成瀬家住宅
第16号	旧安保小児科医院	第33号	極楽洞
第18号	旧村上邸	第34号	旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所

※第9号、第17号は指定解除されたため、欠番です。

◆その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物◆

鎌倉市立御成小学校旧講堂	旧鎌倉図書館	扇湖山荘
--------------	--------	------